

広島地方裁判所三次支部令和6年(ネ)第10号 損害賠償請求控訴事件

令和6年5月9日作成

広島高等裁判所民事第4部 御中

控訴人(原告) 高野 邦 夫

被控訴人(被告) 国

準 備 書 面 (巻)

付 属 書 類

甲第22号証

写し1通

記

第一. 始めに

1.以下においては、控訴人を単に私、被控訴人国を単に国、訴外津田廣夫を単に廣夫、庄原簡易裁判平成29年(ハ)第8号事件を単に他訴1、庄原簡易裁判平成29年(ハ)第14号事件を単に他訴2、庄原区検察庁副検事牛尾昌伸(平成29年12月14日当時)を単に牛尾副検事、被告福永孝弁護士を被告福永、西山明簡易裁判所裁判官(平成29年当時)を西山判事という。その他の用語については随時補充するものとします。なお引用法令は主として模範六法2021年版(電子版)からコピーし、貼付けしたものです。

第二. 国の答弁書への反論

- 1.「公権力の行使に当たる公務員の行為であるから、民法715条1項は適用されない」と述べるが、大方最高裁判所の判例等を根拠にしているものと思料される。
- 2.しかしながら、日本国は基本的に成文法の国であり、判例法の国ではない。したがって最高裁判所の判例といえども、当該事件だけを拘束するものである。
- 3.理由を具備している判例を引用しよう。

損害賠償請求訴訟が民法に基づいてなされているか国家賠償法に基づいてなされているかは単なる原告の法律上の意見にすぎないから、裁判所が民法による請求を本法による請求にひきなおして判断することは差し支えなく、原告がその原因たる事実を主張している以上弁論主義に反するものではない。(高松高判昭49・10・31 下民集二五一九～一二一八七七)

- 4.国家賠償法1条1項か、民法715条1項によるかは、相対的な問題でしかない。

第三、「文書提出命令口頭却下と即時結審」が、即時抗告権を侵害するか否か

1. 「文書提出命令口頭却下と即時結審」の場合、即時抗告期間は僅か数分しかなく、「国民に不能を強いるもので憲法 32 条に違反する」と言える。それは「口頭却下」といえども裁判=決定だからです。

★民事訴訟法

*第 223 条(文書提出命令等)

7 文書提出命令の申立てについての決定(口頭却下)に対しては、**即時抗告**をすることができる。

*第 332 条(即時抗告期間)

即時抗告は、裁判の告知を受けた日から**一週間の不変期間内**にしなければならない。

2. それでは、告訴権の侵害に関して「告訴は、捜査機関に犯罪の端緒を与え、検察官の職権発動を促すものにすぎない」と権利性を消去した如き最高裁判所の判例が、即時抗告権侵害の場合にも同様に存在するのか、おそらく存在しないでしょう。存在すれば国が引用する筈です。

第四. **甲第 22 号証**について

1. これは最高裁判所令和 5 年(オ)第 188 号の三行半決定です。「単なる法令違反」又は「実質は事実誤認」の理由擬きが書かれているのが通常ですが、この三行半決定には理由擬きの一つすら見られません。檜原雅人書記官が作成したらしい事が判別できるだけの代物である。

2. 理由とは筋道である。

り-ゆう【理由】・イウ

①物事の成り立っているすじみち。その結果が生じたわけ。「反対の一」

【広辞苑第五版】より引用

3. 「公権力の行使に当たる公務員の行為であるから、民法 715 条 1 項は適用されない」とは判断ないし結論であり、何故そのような結論になるのか筋道=理由が全くない。

4. 1 審の岡村結衣裁判官の判決も理由不備の違法判決といえよう。

5. 結局のところ、即時抗告権侵害の公務員職権濫用罪(刑法第 193 条)の刑責を免れるために上記判断を下したものと断ぜざるを得ない。

6. 民事訴訟法第 332 条の即時抗告期間を没却する行為(国民の即時抗告権侵害)が、そもそも「公権力の行使」とは言えないのである。即時抗告に一週間の不変期間が規定されている理由を考えたら「文書提出命令口頭却下と即時結審」など出来る理由がなかった。

7. 因みに「即時抗告権は権利ではない」という判例があったら別論となる。

以上控訴人 高野邦夫(コウノクニオ)